

修学旅行・宿泊学習・合宿等で福島県を訪れる県外の学校の皆さまへ

# バス経費の一部を補助します



ふくしまを応援する「ペコ太郎」

**NEW**  
リピーター加算  
はじめました!

## 福島県教育旅行復興事業のご案内

### 補助の対象期間

2024年 4月1日(月)から 2025年 3月31日(月)までに  
実施し終了するもの

※実施日を問わず申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第終了となります。

申請書は随時受付中です。  
詳しくはホームページをご確認ください。

### 補助の対象団体と内容

#### 修学旅行・宿泊学習等

- 「**県外の小学校・中学校・高等学校**」
- 「**県外の中学校・高等学校の部活動**」
- 「**県外の短期大学・大学等の部活動・正課授業のゼミ・公認サークル**」

・バス1台当たり経費の2分の1、又は地域ごとの補助上限額(別表参照)を助成(1校当たり台数の上限なし)

※ただし、参加人数が10名未満の場合、補助上限額は半額となります。

・福島県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、補助上限額に各1万円を加算する

※浜通り(相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村、いわき市)



(別表)1台当たりの補助額

区分	補助上限額 (新規校)	補助上限額 (継続校)	補助上限額 (3年以上の継続校)
東北	40,000円	30,000円	40,000円
関東中部	60,000円	50,000円	60,000円
北海道 関西 中国 四国	100,000円	100,000円	110,000円
九州 沖縄 海外	150,000円	150,000円	160,000円

※新規校とは過去に福島県教育旅行復興事業補助金及び福島県合宿誘致・交流促進事業助成金の交付を受けたことのない学校及び部活動等

**NEW** 【3年以上連続加算(リピーター加算)の導入】  
本助成事業を3年以上連続で利用する学校等に対し、1台あたりの補助上限額を別表のとおり加算します。

申請に関する  
お問い合わせ先

## 福島県教育旅行復興事業事務局

〒960-2153 福島県福島市庄野字清水尻1-10

TEL 024-563-1172 受付時間 8:30~17:15

FAX 024-502-1187

E-mail fks.kr.rw.office@gmail.com

福島県 バス助成

検索



実施主体

福島県観光交流課 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7398

## 補助の対象となる行事

### 修学旅行・宿泊学習等

福島県内に宿泊し、福島県が推進する教育素材※を1つ以上行程に取り入れた修学旅行、林間学校、移動教室、宿泊学習、スキー教室等、教職員の引率する学校行事の一環として行われるもの

### 合宿

福島県内に宿泊し、部活動等の本来の目的である文化活動、スポーツ活動、学習等を行う活動

※中学校・高等学校については、「学校教員以外が引率する場合」は補助対象外となります。

## 補助の対象となるバス

一般貸切旅客自動車運送業を登録する事業所のバス等

※宿泊施設による送迎バスなど、費用負担が発生しない場合は補助対象外となります。

### 注意事項

※各種大会、イベント、会議への参加に伴う宿泊となる場合は補助対象外となります。

※福島県内の市町村で行っている助成事業との併用も可能ですが、本補助金とそれ以外の助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります。

※福島県が実施している他の補助金と併用して交付を受けることはできません。

※合宿の場合は、同一の年度内において、同一部活動等への補助は1回限りとなります。

## 福島県が推進する教育素材

- 1 震災学習・ホープツーリズム
- 2 学校交流
- 3 歴史学習・伝統工芸体験・異文化体験
- 4 環境学習・自然体験
- 5 農村・収穫体験
- 6 スキー体験

※教育素材の詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

## 手続きの流れ

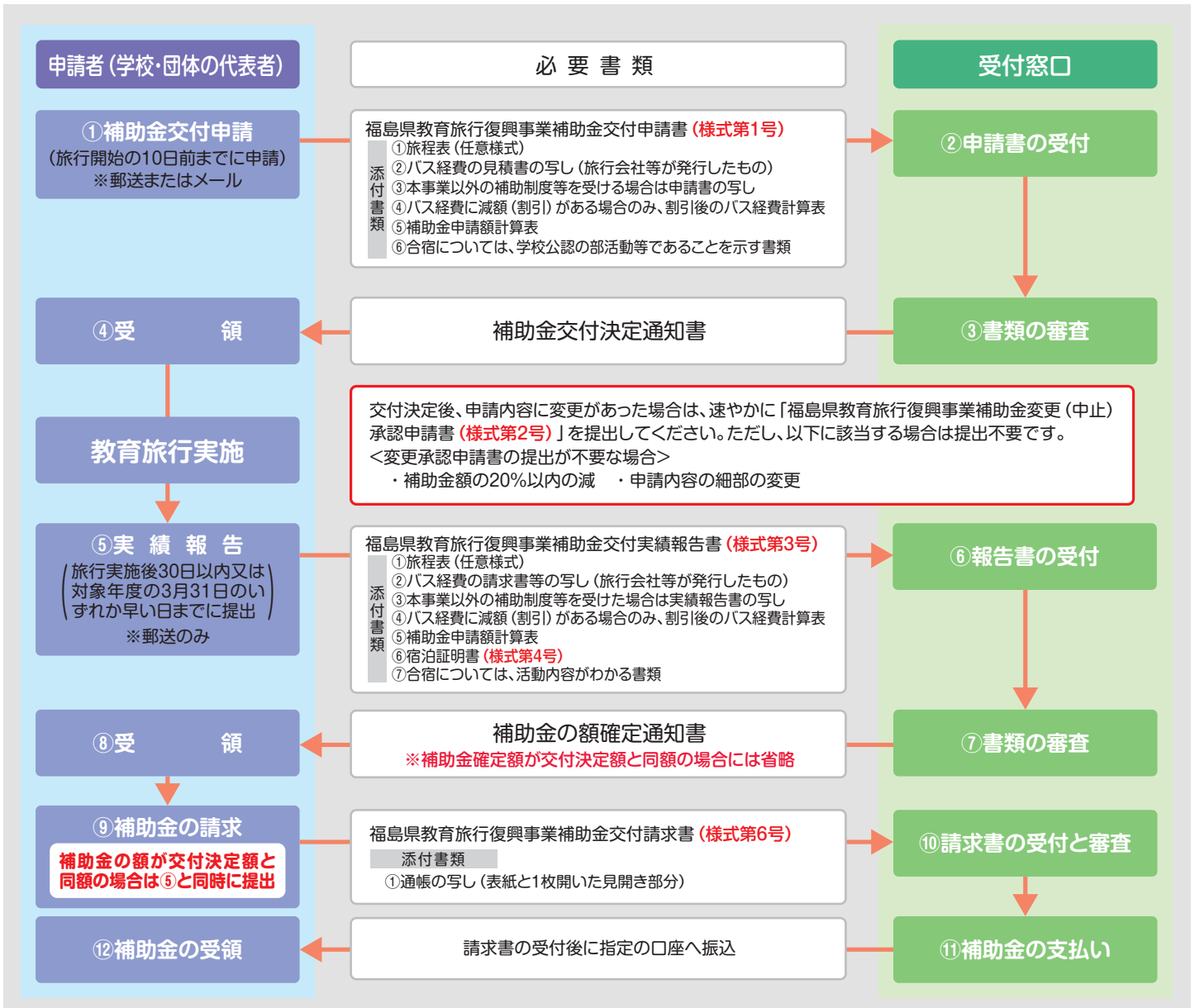
※申請書類等は、福島県観光交流課のホームページからダウンロードできます。指定日までに原本をメールまたは郵送で提出してください。

※申請書類提出の際は、記録の残る郵便サービス又はメールでの送付をおすすめします。

福島県観光交流課ホームページ

福島県 バス助成

検索



※お振込みは実績報告・請求書等審査後、2~3ヶ月程度が目安となります。